

事務連絡
令和7年1月17日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋管理サービスへの院内処方情報登録機能について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）の運用については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和6年12月18日最終改正。以下「運用通知」という。）でとりまとめているところです。

運用通知中の「4 電子処方箋の運用に当たって（3）院内処方の場合の対応」で示す電子処方箋管理サービスにおける院内処方情報登録機能については、下記のとおりとしますので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

1. 「4 電子処方箋の運用に当たって（3）院内処方の場合の対応」で示す（ア）～（ウ）に掲げる電子処方箋管理サービスへの院内処方における情報・データの登録などに関する課題解決等を目

的とし、1月23日より院内処方情報登録機能のプレ運用を開始する。このため、プレ運用として開始いただける医療機関等においては、厚生労働省・実施機関からの運用状況の確認等があった際には、ご協力をいただきたい。

(注) プレ運用の期間は電子カルテ情報共有サービスの本格運用開始までの期間などを想定しているが、詳細は今後医療機関等向け総合ポータルサイト等に掲載する予定。

2. 電子処方箋管理サービスにおける院内処方情報登録機能については、概要資料や準備作業の手引き等を、随時、医療機関等向け総合ポータルサイト等を通じて案内することを予定しているため、プレ運用への参加予定医療機関等におかれては、適宜ご参照いただきたい。